

令和 6 年度決算の概要

1. 資金収支計算書について

「資金収支計算書」は、当年度の学園全ての資金の動きを示したものです。

資金収支の収入の部合計額（前年度繰越支払資金を除く）は前期決算額と比較して 1,857 百万円増加しました。学納金等収入、補助活動・収益事業収入、借入金収入の増加等によるものです。一方、支出の部合計額（翌年度繰越支払資金を除く）は 907 百万円増加しました。この要因は、近年の物価上昇等に伴うコスト増、耐震補強工事に伴う支出によるものです。その結果、翌年度繰越支払資金は、2,127 百万円増加しました。

2. 活動区分資金収支計算書について

「活動区分資金収支計算書」は、当年度の資金の動きを「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」の 3 つの活動に分類し、活動区分ごとに資金の流れを示したものです。

「教育活動による資金収支」では、本業である教育活動での収支状況を見ることができ、当年度は 1,789 百万円の収入超過となりました。「施設設備活動による資金収支」では、耐震補強工事に伴う支出増により、1,035 百万円の支出超過となりました。「その他の活動による資金収支」では、新たな借入を実施しており、1,372 百万円の収入超過となりました。その結果、翌年度繰越支払資金は 2,127 百万円の増加となりました。

3. 事業活動収支計算書について

「事業活動収支計算書」は事業活動に係る経常的な収支（教育活動収支と教育活動外収支）及び臨時的な収支（特別収支）の均衡状態を明らかにすることにより、学園の当年度における経営状態を示したものです。

「教育活動収支」では、収入が前期比 85 百万円増加、支出が 15 百万円減少、教育活動収支差額は前期比 100 百万円増加し 373 百万円となりました。学納金等収入の増加の一方で光熱水費等教育研究経費、奨学費等の増加が要因としてあげられます。「教育活動外収支」では、収入が前期比 135 百万円増加、支出が 2 百万円増加し、前期比 133 百万円増加し教育活動外収支差額は 13 百万円となりました。

その結果、経常収支差額は前期比 233 百万円増加の 386 百万円となりました。又、「特別収支」では資産売却差額の計上があり 86 百万円となりました。

4. 貸借対照表について

「貸借対照表」は、当該年度末における学園の財政状態を示したものです。

「資産の部」は所有株式等の売却、新たな借入による現預金の増加等により前期末比 2,109 百万円増加、資産の部合計は 82,383 百万円となりました。

「負債の部」は新たな借入、私学法改正に伴う早期対応による賞与引当金等により前年度比 1,637 百万円の増加、負債の部合計は 12,723 百万円となりました。

「純資産の部」は、基本金が前年度比 256 百万円増加、繰越収支差額が前年度比 215 百万円増加、純資産の部合計は前年度比 472 百万円増加、69,660 百万円となりました。

令和6年度

決 算 書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

- 1 資金収支計算書
- 2 活動区分資金収支計算書
- 3 事業活動収支計算書
- 4 貸借対照表
- 5 財産目録
- 6 監事監査報告書
- 7 独立監査人の監査報告書

学校法人 都築学園

資 金 収 支 計 算 書

令和 6年 4月 1日 から
令和 7年 3月31日 まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	8,361,515,000	8,306,979,816	54,535,184
手数料収入	136,750,000	137,953,230	△ 1,203,230
寄付金収入	61,400,000	49,964,452	11,435,548
補助金収入	1,307,518,000	1,337,546,728	△ 30,028,728
資産売却収入	0	189,797,400	△ 189,797,400
付随事業・収益事業収入	860,140,000	759,243,620	100,896,380
受取利息・配当金収入	2,216,000	3,456,988	△ 1,240,988
雑収入	97,790,000	147,904,005	△ 50,114,005
借入金等収入	1,500,000,000	1,500,000,000	0
前受金収入	1,749,468,000	1,311,274,567	438,193,433
その他の収入	252,582,000	789,770,899	△ 537,188,899
資金収入調整勘定	△ 1,383,500,000	△ 1,378,467,257	△ 5,032,743
前年度繰越支払資金	5,913,868,673	5,913,868,673	
収入の部合計	18,859,747,673	19,069,293,121	△ 209,545,448
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	5,105,372,000	5,118,193,760	△ 12,821,760
教育研究経費支出	2,892,986,000	2,691,556,152	201,429,848
管理経費支出	1,210,433,000	1,118,480,605	91,952,395
借入金等利息支出	161,417,000	131,714,788	29,702,212
借入金等返済支出	621,342,000	646,542,000	△ 25,200,000
施設関係支出	2,126,045,000	1,121,467,619	1,004,577,381
設備関係支出	415,594,000	126,837,988	288,756,012
資産運用支出	10,000,000	202,400	9,797,600
その他の支出	379,200,000	489,090,069	△ 109,890,069
〔予備費〕	(0) 100,000,000		100,000,000
資金支出調整勘定	△ 361,440,000	△ 415,685,331	54,245,331
翌年度繰越支払資金	6,198,798,673	8,040,893,071	△ 1,842,094,398
支出の部合計	18,859,747,673	19,069,293,121	△ 209,545,448

活動区分資金収支計算書

令和 6年 4月 1日 から
令和 7年 3月31日 まで

(単位 円)

教育活動による資金収支	科 目		金額
	収入	学生生徒等納付金収入	8,306,979,816
		手数料収入	137,953,230
		特別寄付金収入	41,262,522
		一般寄付金収入	2,886,920
		他団体助成金収入	148,000
		経常費等補助金収入	1,306,880,728
		付随事業収入	599,243,620
		雑収入	147,904,005
		教育活動資金収入計	10,543,258,841
	支出	人件費支出	5,118,193,760
		教育研究経費支出	2,691,556,152
		管理経費支出	1,101,247,043
教育活動資金支出計		8,910,996,955	
差引		1,632,261,886	
調整勘定等		157,115,356	
教育活動資金収支差額		1,789,377,242	
施設整備等活動による資金収支	科 目		金額
	収入	施設設備寄付金収入	5,667,010
		施設設備補助金収入	30,666,000
		施設設備売却収入	189,797,400
		施設整備等活動資金収入計	226,130,410
	支出	施設関係支出	1,121,467,619
		設備関係支出	126,837,988
		施設整備等活動資金支出計	1,248,305,607
	差引		△ 1,022,175,197
	調整勘定等		△ 13,106,640
	施設整備等活動資金収支差額		△ 1,035,281,837
小計（教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額）		754,095,405	
その他の活動による資金収支	科 目		金額
	収入	借入金等収入	1,500,000,000
		預り金収入	516,915,764
		貸与奨学金回収収入	13,430,000
		貯蔵品収入	305,243
		小計	2,030,651,007
		受取利息・配当金収入	3,456,988
		収益事業収入	160,000,000
		その他の活動資金収入計	2,194,107,995
	支出	借入金等返済支出	646,542,000
		収益事業元入金支出	202,400
		敷金・保証金支払支出	28,449,720
		仮払金支出	144,112
		預け金支出	9,550
		販売用品支出	148,380
		小計	675,496,162
		借入金等利息支出	131,714,788
		シンジケートローン手数料支出	2,200,000
		過年度修正支出	15,033,562
		その他の活動資金支出計	824,444,512
		差引	
	調整勘定等		3,265,510
	その他の活動資金収支差額		1,372,928,993
支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）		2,127,024,398	
前年度繰越支払資金		5,913,868,673	
翌年度繰越支払資金		8,040,893,071	

事業活動収支計算書

令和 6年 4月 1日 から
令和 7年 3月31日 まで

(単位 円)

	事業活動収入の部	科目	予算	決算	差異
教育活動収入の部	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	8,361,515,000	8,306,979,816	54,535,184
		手数料	136,750,000	137,953,230	△ 1,203,230
		寄付金	61,400,000	44,739,667	16,660,333
		経常費等補助金	1,302,117,000	1,306,880,728	△ 4,763,728
		付随事業収入	610,140,000	599,243,620	10,896,380
		雑収入	97,790,000	130,107,844	△ 32,317,844
		教育活動収入計	10,569,712,000	10,525,904,905	43,807,095
	事業活動支出の部	科目	予算	決算	差異
		人件費	5,196,191,000	5,145,541,159	50,649,841
		教育研究経費	3,803,317,000	3,656,360,726	146,956,274
		管理経費	1,411,281,000	1,300,236,676	111,044,324
		徴収不能額等	64,504,000	50,208,941	14,295,059
		教育活動支出計	10,475,293,000	10,152,347,502	322,945,498
		教育活動収支差額	94,419,000	373,557,403	△ 279,138,403
教育活動外収支	事業活動収入の部	科目	予算	決算	差異
		受取利息・配当金	2,216,000	3,456,988	△ 1,240,988
		その他の教育活動外収入	250,000,000	160,000,000	90,000,000
		教育活動外収入計	252,216,000	163,456,988	88,759,012
	事業活動支出の部	科目	予算	決算	差異
		借入金等利息	161,417,000	131,714,788	29,702,212
		その他の教育活動外支出	22,000,000	18,777,564	3,222,436
		教育活動外支出計	183,417,000	150,492,352	32,924,648
		教育活動外収支差額	68,799,000	12,964,636	55,834,364
		経常収支差額	163,218,000	386,522,039	△ 223,304,039
特別収支	事業活動収入の部	科目	予算	決算	差異
		資産売却差額	0	184,724,075	△ 184,724,075
		その他の特別収入	5,401,000	62,329,912	△ 56,928,912
		特別収入計	5,401,000	247,053,987	△ 241,652,987
	事業活動支出の部	科目	予算	決算	差異
		資産処分差額	0	3,315,791	△ 3,315,791
		その他の特別支出	0	157,735,426	△ 157,735,426
		特別支出計	0	161,051,217	△ 161,051,217
		特別収支差額	5,401,000	86,002,770	△ 80,601,770
		〔予備費〕	(0)		100,000,000
		基本金組入前当年度収支差額	68,619,000	472,524,809	△ 403,905,809
		基本金組入額合計	0	△ 257,127,055	257,127,055
		当年度収支差額	68,619,000	215,397,754	△ 146,778,754
		前年度繰越収支差額	△ 32,860,985,437	△ 32,860,985,437	0
		基本金取崩額	0	461,973	△ 461,973
		翌年度繰越収支差額	△ 32,792,366,437	△ 32,645,125,710	△ 147,240,727
		(参考)			
		事業活動収入計	10,827,329,000	10,936,415,880	△ 109,086,880
		事業活動支出計	10,758,710,000	10,463,891,071	294,818,929

貸借対照表

令和 7年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	74,126,768,061	73,983,364,830	143,403,231
有形固定資産	65,618,158,876	65,409,981,764	208,177,112
その他の固定資産	8,508,609,185	8,573,383,066	△ 64,773,881
流動資産	8,256,737,517	6,290,531,232	1,966,206,285
資産の部合計	82,383,505,578	80,273,896,062	2,109,609,516
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	8,592,786,587	7,761,674,184	831,112,403
流動負債	4,130,684,080	3,324,711,776	805,972,304
負債の部合計	12,723,470,667	11,086,385,960	1,637,084,707
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	102,305,160,621	102,048,495,539	256,665,082
第 1 号基本金	101,602,160,621	101,345,495,539	256,665,082
第 4 号基本金	703,000,000	703,000,000	0
繰越収支差額	△ 32,645,125,710	△ 32,860,985,437	215,859,727
翌年度繰越収支差額	△ 32,645,125,710	△ 32,860,985,437	215,859,727
純資産の部合計	69,660,034,911	69,187,510,102	472,524,809
負債及び純資産の部合計	82,383,505,578	80,273,896,062	2,109,609,516

財 産 目 録

令和7年3月31日

I 資産総額	82,830,235,254円
内 基本財産	61,500,647,970円
運用財産	13,624,224,136円
収益事業用財産	7,705,363,148円
II 負債総額	12,727,795,916円
III 正味財産	70,102,439,338円

項 目	年 度 末	
一 資産額		
(一)基本財産		
1 土地	502,393.54㎡	40,240,389,449円
2 建物	204,072.35㎡	15,990,325,727円
3 構築物	945件	277,612,578円
4 図書	298,941冊	1,813,547,493円
5 教具・校具及び備品	59,826点	1,098,894,284円
6 その他		2,079,878,439円
(二)運用財産		
1 預金・現金		8,040,893,071円
2 その他		5,583,331,065円
(三)収益事業用財産		
1 事業用敷地	3,505.97㎡	5,918,806,879円
2 その他		1,786,556,269円
資産総額		82,830,235,254円
二 負債額		
1 固定負債		
(1)長期借入金		7,407,608,000円
(2)長期未払金		75,195,300円
(3)その他		1,109,983,287円
2 流動負債		
(1)短期借入金		656,382,000円
(2)前受金		1,391,274,567円
(3)その他		2,087,352,762円
負債総額		12,727,795,916円

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 23 日

学校法人 都築学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 木 下 亮



監事 有 吉 泰 三



私たちは、学校法人都築学園監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて同学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）基本調査、基礎調査、実態調査、事業報告書、予算書、財産目録および計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表）を含め、学園が作成している運営に関する中期計画の進捗状況を確認し、学校法人の業務及び財産の状況、並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会その他の重要な会議に出席するほか理事から報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、また各担当部門に聴取するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、基本調査票、基礎調査票、実態調査票は関係資料と符号しており、事業報告書、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

独立監査人の監査報告書

令和7年6月4日

学校法人都築学園
理事会 御中

中西裕二公認会計士事務所
福岡県福岡市

公認会計士 中西 裕二

監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人都築学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人都築学園の令和7年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、

その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は

状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上